

7. 届出あるいは適用除外となる堆積行為について

次の表(1)に掲げる他法令により許可等を取得している場合の土砂の堆積は、本条例による許可ではなく、届出が必要となります。また、次の表(2)に掲げる公益事業の実施に係る土砂の堆積は、本条例の適用除外となります。

| 表(1) 他法令により許可等を取得【届出※】 | 表(2) 公益事業【適用除外】 |
|--|---|
| 1) 地方自治法昭和22年法律第67号第238条の4第7項の規定による許可 2) 国有財産法昭和23年法律第73号第18条第6項の規定による許可 3) 採石法昭和25年法律第291号第33条の認可 4) 森林法昭和26年法律第249号第10条の2第1項又は第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可 5) 道路法昭和27年法律第180号第32条第1項又は第91条第1項の許可及び同法第35条の同意 6) 土地区画整理法昭和29年法律第119号第76条第1項の許可 7) 都市公園法昭和31年法律第79号第6条第1項(同法第33条第4項において準用する場合を含む。)の許可(同法第9条の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。) 8) 地すべり等防止法昭和33年法律第30号第18条第1項の許可及び同法第20条第2項の規定による協議 9) 住宅地区改良法昭和35年法律第84号第9条第1項の許可 10) 宅地造成及び特定盛土等規制法昭和36年法律第191号第12条第1項の許可(同法第15条第1項の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。) 11) 河川法(昭和39年法律第167号)第20条の承認及び同法第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項又は第58条の4第1項の許可(同法第95条の規定によりこれらの承認又は許可があったものとみなされる場合を含む。) 12) 砂利採取法昭和43年法律第74号第16条の認可 13) 都市計画法昭和43年法律第100号第29条第1項又は第2項の許可 14) 都市再開発法昭和44年法律第38号第66条第1項の許可 15) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律昭和44年法律第57号)第7条第1項の許可及び同条第4項の規定による協議 16) 農業振興地域の整備に関する法律昭和44年法律第58号)第15条の2第1項の許可(同条第8項の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。) 17) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法昭和50年法律第67号)第7条第1項、第26条第1項又は第67条第1項の許可 18) 埼玉県土採取条例(昭和49年埼玉県条例第6号)第3条第1項の認可 19) 埼玉県砂防指定地管理条例(平成15年埼玉県条例第45号)第3条第1項の許可 20) 農地法昭和27年法律第229号)第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可(農地改良を目的とするものに限る。)(又は同法第4条第1項第7号若しくは第5条第1項第6号の規定による届出(農地改良を目的とするものに限る。)) | 1) 砂防法(明治30年法律第29号)による砂防設備又は同法が準用される砂防のための施設に関する事業 2) 土地改良法昭和24年法律第195号)による土地改良事業 3) 道路運送法昭和26年法律第183号)による一般自動車道又は専用自動車道(同法による一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。)に関する事業 4) 森林法による保安施設事業 5) 道路法による道路に関する事業 6) 都市公園法による都市公園に関する事業 7) 自然公園法昭和32年法律第161号)による公園事業 8) 水道法昭和32年法律第177号)による水道事業又は水道用水供給事業 9) 地すべり等防止法による地すべり防止施設に関する事業 10) 下水道法昭和33年法律第79号)による公共下水道、流域下水道又は都市下水路の用に供する施設に関する事業 11) 工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)による工業用水道事業 12) 河川法が適用され、若しくは準用される河川その他公共の利害に係る河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもって設置する堤防、護岸、ダム、水路、貯水池その他の施設に関する事業 13) 都市計画法による都市計画事業 14) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊防止施設に関する事業 15) 石油パイプライン事業法(昭和47年法律第105号)による石油パイプライン事業の用に供する施設に関する事業 16) 鉄道事業法昭和61年法律第92号)による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設に関する事業 17) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設に関する事業 18) 地方公共団体又は農業若しくは林業を営む者が組織する団体が行う農業構造又は林業構造の改善に関し必要な事業(農道、林道、用水路、排水路、かんがい用又は災害防止用のため池、農業集落排水施設その他の施設に関する事業に限る。) 19) 前各号に掲げる事業に準ずるものとして市長の確認を受けた事業【別途、公益事業確認申請が必要】 |

※「許可等の処分等に基づく土砂の堆積の届出書」を土砂の堆積を行う前までに提出。

- この他、次の堆積行為についても、本条例の適用が除外されています。
 - ・ 土地の造成その他の事業の区域内において行う土砂の堆積で、当該事業の区域における土砂のみを用いて行う堆積(敷地外からの土砂の搬入を伴わない堆積)
 - ・ 運動場の砂利敷その他の通常の管理行為として行う土砂の堆積
 - ・ 土質改良プラントその他の施設の敷地内において、当該施設で化学的に性質を改良した土砂のみを用いて行う土砂の堆積
 - ・ 採石法又は砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂(岩石又は砂利の採取のために除去した土砂を除く。)のみを用いて行う土砂の堆積

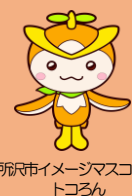
8. 罰則について

条例に違反した場合、主に次のような「罰則」が適用されます。

| | | |
|-------------------------|---|-----------------------|
| ● 無許可で堆積を行った者 | → | 2年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金 |
| ● 中止命令、除却命令に従わなかった者 | → | 2年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金 |
| ● 改善命令、停止命令に従わなかった者 | → | 1年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金 |
| ● 定期報告の届出を行わなかった者 | → | 50万円以下の罰金 |
| ● 土地汚染調査の届出を行わなかった者 | → | 50万円以下の罰金 |
| ● 着手、完了(廃止)の届出等を行わなかった者 | → | 30万円以下の罰金 |

問い合わせ先 所沢市 環境クリーン部 環境対策課
所沢市並木一丁目1番地の1 TEL: 04-2998-9230 FAX: 04-2998-9195

この紙が不要になりましたら「雑がみ」としてお出しください。「雑がみ」は貴重な資源です。 令和7年3月



所沢市イメージマスコット トコロン

土砂の堆積に関する規制

【所沢市土砂の堆積の規制に関する条例】

土砂の堆積に関して、必要な規制を行うことにより、無秩序な土砂の堆積を防止し、もって市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とした「所沢市土砂の堆積の規制に関する条例(平成15年条例第30号)」が平成15年10月1日から施行されています。

土砂のストックヤードの設置、谷地への埋立て、宅地造成による盛土等(土地の整地等の行為も含む)で、土砂の堆積に係る土地の区域の面積が500m²以上の堆積を行おうとする場合(一時的な堆積も含む)は、条例に基づき、事前に許可を取得する必要があります。

1. 規制の体系【許可・届出の種類】

| 種類 | 対象規模 | 制度 | 申請等の提出先 |
|-------|---|------|------------------------------------|
| 土砂の排出 | 建設工事: 500m ³ 以上 | 届出制度 | 埼玉県西部環境管理事務所※ |
| | ストックヤード: 月間 500m ³ 以上 | | |
| 土砂の堆積 | 3,000m ² 以上 | 許可制度 | 埼玉県西部環境管理事務所※ 所沢市 環境クリーン部 環境対策課 |
| | 500m ² 以上 3,000m ² 未満 | | |

※【連絡先】 住所: 川越市新宿町1-17-17(ウェスタ川越 公共施設棟) 電話番号: 049-244-1250

500m³以上の土砂の排出、3,000m²以上の土砂の堆積を行おうとする場合は、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例(平成14年埼玉県条例第64号)に基づき、「埼玉県西部環境管理事務所」に届出・許可が必要になります。

2. 許可申請者の要件について

土砂の堆積に係る許可を取得しようとする者は、堆積行為を適正に実施し得る資力及び信用があり、当該区域の土地においてその計画の妨げとなる権利を有する者の「同意」を得ている必要があります。

3. 許可の変更・届出について

許可事業者は、許可取得後に次の事項について変更等を行う場合、それぞれ許可や届出が必要です。

| | | |
|-------------------|---|--------------------------|
| ● 堆積高さや勾配等が増加する場合 | → | 変更許可 (事前に) |
| ● 堆積高さや勾配等が減少する場合 | → | 軽微事項の変更届出 (変更前、あらかじめ) |
| ● 氏名・住所等に変更があった場合 | → | 氏名等の変更届出 (変更後、遅延なく) |
| ● 堆積行為に着手した場合 | → | 着手届出 (着手後、10日以内) |
| ● 堆積行為が完了(廃止)した場合 | → | 完了(廃止)届出 (完了(廃止)後、10日以内) |

4. 土砂の堆積に係る許可の基準等について

(1) 土砂の堆積の完了時及び最大堆積時において堆積する土砂の高さ及びのり面の勾配

- 土砂の高さは、「**2m以内**」であること。
- 土砂の堆積により生じるのり面の勾配は、「**垂直1mに対する水平距離が2mの勾配以下**」であること。

(2) 排水施設、擁壁その他の施設

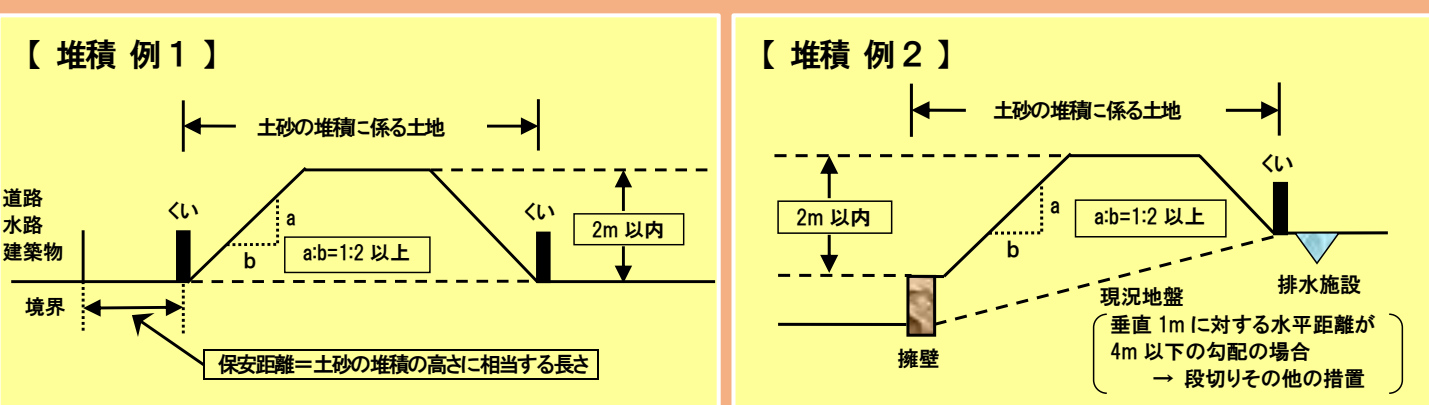
- 土砂の堆積に係る土地の区域内の雨水その他の地表水を排除することができるように、必要な排水施設が設置されていること。
- 排水施設の構造は、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までの基準に適合するものであること。^{*}
- 擁壁は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条の規定により設置する擁壁の例によるものであること。
- 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて必要がある場合は、一時雨水等を貯留する調整池その他の施設が設置されていること。

(3) 地形、地質又は周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置

- 土砂の堆積に係る土地の地盤が軟弱である場合は、当該土砂の堆積に係る土地以外の土地の地盤の沈下又は隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。
- 垂直1mに対する水平距離が4m以下の勾配である土地に土砂の堆積を行う場合は、土砂の堆積を行う前の土地の地盤と土砂の堆積に使用した土砂との接する面にすべりが生じないように、段切りその他の措置が講じられていること。
- 土砂の堆積の完了後に土砂が崩壊しないように、締固めその他の土砂の堆積に係る土地の地形、地質又は周囲の状況に応じた必要な措置が講じられていること。
- 土砂の堆積に係る土地の周囲に道路、水路又は建築物の用に供する土地がある場合は、これらの土地の境界と土砂の堆積に係る土地との間隔が、「**最大堆積時の土砂の堆積の高さに相当する長さ**」をとる等の措置が講じられていること。
- 土砂の堆積に伴う周囲の生活環境への影響を踏まえ、土砂の堆積を行う時間、期間等が定められていること。
- 土砂の堆積に係る土地の区域を表示するためのくい等が設置されていること。

^{*} 土砂の堆積の目的が一時的な土砂の保管、その他これらに類するものである場合は、この限りでない。

◆ 土砂の堆積の標準断面図



5. 汚染された土砂の堆積の禁止について

下表の土壌基準（含有量・溶出量）を満たさない土砂を用いた、堆積行為は禁止されています。

| 有害物質の種類 | 土壌含有量基準 (土壌1kgあたり) | 土壌溶出量基準 (検液1ℓあたり) | 有害物質の種類 | 土壌溶出量基準 (検液1ℓあたり) |
|---------------------|-----------------------|----------------------|----------------|----------------------|
| カドミウム及びその化合物 | 45mg以下 | 0.003mg以下 | クロロエチレン | 0.002mg以下 |
| 六価クロム化合物 | 250mg以下 | 0.05mg以下 | 四塩化炭素 | 0.002mg以下 |
| シアン化合物 [*] | 50mg以下 | 検出されないこと | 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg以下 |
| 水銀及びその化合物 | 15mg以下 | 0.0005mg以下 | 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg以下 |
| うちアルキル水銀 | | 検出されないこと | 1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg以下 |
| セレン及びその化合物 | 150mg以下 | 0.01mg以下 | 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg以下 |
| 鉛及びその化合物 | 150mg以下 | 0.01mg以下 | ジクロロメタン | 0.02mg以下 |
| 砒素及びその化合物 | 150mg以下 | 0.01mg以下 | テトラクロロエチレン | 0.01mg以下 |
| ふっ素及びその化合物 | 4000mg以下 | 0.8mg以下 | 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg以下 |
| ほう素及びその化合物 | 4000mg以下 | 1mg以下 | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg以下 |
| ダイオキシン類 | 1000pg-TEQ/g以下 | — | トリクロロエチレン | 0.01mg以下 |
| | | | ベンゼン | 0.01mg以下 |
| | | | シマジン | 0.003mg以下 |
| | | | チウラム | 0.006mg以下 |
| | | | チオベンカルブ | 0.02mg以下 |
| | | | ポリ塩化ビフェニル | 検出されないこと |
| | | | 有機リン化合物 | 検出されないこと |

^{*} シアン化合物の土壌含有量基準は、遊離シアンとしての量
^{*} ダイオキシン類については、市長が許可業者に通知したもの

6. 定期報告と土地汚染調査について

許可事業者は、堆積に用いた土砂の数量や土地汚染調査の結果などについて、定期的な届出が必要となります。

■ 土砂の搬入数量（土砂の堆積に係る定期届出書）

| 報告内容 | 報告頻度 (届出期限) |
|---|------------------------|
| 3ヶ月ごとの期間内に搬入した土砂の採取場所、当該採取場所ごとの数量及び報告に係る期間の最後の日の1週間前の日以降に撮影した現場写真 | 3ヶ月ごと (期間経過後、20日以内) |

■ 土地の汚染調査（堆積に係る土地の汚染調査結果届出書）

| 調査対象面積 | 調査対象物質 (①～⑨:含有量) | 調査地点数 (土砂の堆積後) | 調査頻度 (届出期限) |
|--|---|--------------------------------|----------------------------------|
| 3,000m ² 未満 900m ² 以上 | ①カドミウム及びその化合物 ②六価クロム化合物 ③シアン化合物 ④水銀及びその化合物 ⑤セレン及びその化合物 ⑥鉛及びその化合物 | 900m ² ごとに 1地点以上 | 6ヶ月ごと及び 完了又は廃止時 (調査結果入手次第) |
| 900m ² 未満 500m ² 以上 | ⑦砒素及びその化合物 ⑧ふっ素及びその化合物 ⑨ほう素及びその化合物 [*] その他市長が通知したもの | 1地点以上 | 完了又は廃止時 (調査結果入手次第) |

◆ 調査方法は、土壌汚染対策法第2条第2項等に規定されている土壌汚染状況調査の例によること。